

社会福祉法人

三芳町社会福祉協議会福祉・生活相談所運営要綱

昭和61年6月23日

要綱 第 2 号

平成2年3月16日

要綱 第 5 号

平成2年12月1日

要綱 第 6 号

(目 的)

第1条 福祉・生活相談所は、広く住民の生活上のあらゆる相談に応じ適切な助言、援助を行い、住民福祉の増進を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 福祉・生活相談所の名称は、「福祉・生活相談所」（以下「相談所」という。）とする。

(設置並びに運営)

第3条 この相談所は、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が三芳町と協議し、これを設置し、運営するものとする。

2 相談日は月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分とする。ただし、祝日及び12月29日から12月31日、1月2日から1月3日を除く。

(設置場所)

第4条 相談所は三芳町大字藤久保185番地4、社協事務所内に置く。

(相談所の設備)

第5条 相談所は、利用者の立場を十分考慮して設備し、利用者が相談の内容を気兼ねなく述べることができるよう、細心の注意を払い、外部からも相談の様子が望見され、また相談の内容が聴取されることのないようにするものとする。

(相談員)

第6条 相談員は社協職員が行う。

(相談所の経費)

第7条 相談の経費は無料とする。

(業務の取扱い)

第8条 相談員は親切丁寧に相談に応じ、問題の円満な解決に努める。また、正当な理由なく相談によって知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 相談に当っては、必要な施設または関係機関と連絡を密にし、その協力を得て問題の

解決に努めるものとする。

3 相談所は取扱った事例につき、その経過を明確に記録しておくものとする。

(研究会等)

第9条 相談員は、随時研究会、研修会等に参加し、相談所運営の発展向上を図るものとする。

(広報)

第10条 社協は、相談所の場所、事業内容等を広く住民に知らせるため、広報活動を行うものとする。

(経理)

第11条 社協は、相談所について一般会計内に心配ごと相談所事業経理区分を設け、収入及び支出の状況を常に明確にしておかなければならない。

(書類等)

第12条 社協は、事務分掌を明確に定め、次の書類を備え付け常に業務の実施状況を明らかにしておくものとし、完結した書類は、5年間保存するものとする。

(1) 相談日誌 (様式第1号)

(2) 相談カード (様式第2号)

(3) 研修会等記録綴

第13条 この要綱に定めるもののほか、福祉・生活相談所の運営に関し必要な事項は社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年6月23日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成2年3月16日から施行する。

2 改正前の要綱に基づいて委嘱された相談員の任期については、この要綱による改正後の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号

福祉・生活相談日誌

記録者

会長		副会長		常務理事		事務局長		主査		係	
相談日	平成		年	月	日	曜日	天候				
相談場所											
事務職員	1	2					(人)				
相談状況											
相談区分	件数	他期間紹介	即日解決	継続指導 後解決	継続指導	備考					
	()	()	()	()	()						
	()	()	()	()	()						
計	()	()	()	()	()						
記事											
参考	<p>1 相談区分の欄は相談カードにきさいされている相談種別の区分により記入して下さい。</p> <p>2 ()内は再来者の状況について別に記入して下さい。</p>										

受付番号			電話・来所	利用経路																	
相談利用者	(1)利用年月日		年	月	日	曜日	(2)利用歴		初回・継続・再来												
	(3)氏名						(4)性別	男・女	(5)年齢	歳											
	(6)住所						(7)職業														
	(8)面接所要時間		分	(9)同伴者		名	(10)電話														
相談内容	(1) 関係図																				
	(助言)										(2) 備考										
相談事項	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計
	生計	年金	職業・生業	住宅	家族	結婚	離婚	健康・衛生	医療	精神衛生	人権・法律	財産	事故	母子保健	児童福祉	教育・青少年	心身障害児福祉	母子・父子福祉	老人福祉	苦情	
処理状況	解決																				
	再来																				
	民生委員																				
	他機関																				
	その他																				
紹介先													担当								
													相談員名								

(注) 相談内容欄の(1)関係図、(2)備考欄は必要に応じて記入すること。書く必要がない場合は相談内容欄としてさしつかえないこと。